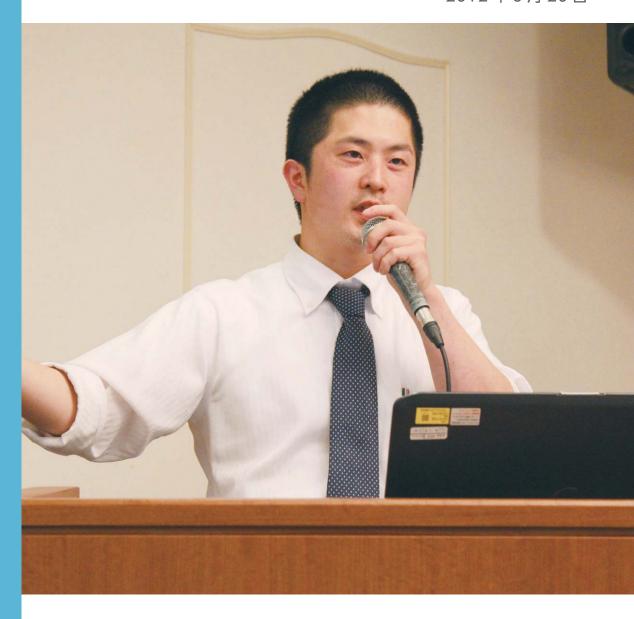


第104回 らくわ健康教室

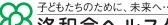
2012年6月20日



精神保健福祉士から 見た認知症ケア

~ 認知症患者を取り巻く社会資源について ~

洛和会音羽病院 医療介護サービスセンター 今田 達也 社会福祉士 精神保健福祉士



子どもたちのために、未来へ… 洛和会へルスケアシステム®

洛和会丸太町病院 洛和会音羽病院 洛和会音羽記念病院 洛和会みささぎ病院



精神保健福祉士から見た認知症ケア

~認知症患者を取り巻く社会資源について~

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士は、あまり耳慣れない言葉かもしれませんが、介護福祉士、社会福祉士と合わせて、通称三福祉士と呼ばれる、福祉に関する国家資格の一つです。

急性期の病院では、入院中の患者さまに退院の支援をするため、社会福祉士、精神保健福祉士が配置されるようになりました。

●社会福祉士

福祉の全分野を担う相談窓口

- ●介護福祉士
 - 介護などに関わるケアワーカー
- ●精神保健福祉士

福祉の中でも精神障害者分野 に特化した相談窓口

精神保健福祉士の職場

精神保健福祉士が働く職場として、次のようなものがあります。

【医療機関】

- 精神科病院・診療所
- 総合病院 精神科(洛和会音羽病院では、認知症疾患治療病棟にあたります)

【福祉行政機関】

- ●自治体、保健所
- ●福祉事務所
- ●精神保健福祉センター

【生活支援施設】

- ●小規模作業所
- ●地域活動支援センター
- ●福祉ホーム
- グループホーム
- ケアホーム
- ●就労移行支援事業
- ●就労継続支援事業
- ●自立訓練事業



【司法施設】

- ●保護観察所など★
- ●矯正施設★

【そのほか】

- 社会福祉協議会★
- ハローワークなど★
- 介護保険関連施設
- ●教育機関★
- 企業★



★: 近年広がった職域

認知症について

認知症は進行性の脳の病気であり、記憶障害や認知機能の障害、日常生活の支障などがみられます。

認知症の種類として、次のようなものが挙げられます。

認知症の種類

- ●アルツハイマー型認知症
- レビー小体型認知症
- 前頭側頭葉型認知症
- ●脳血管性認知症



物忘れと認知症

認知症の症状と似た状態に、物忘れがあります。両者の状態を比較すると、以下のようになります。

<物忘れ>

- ●体験したことの一部を忘れる
- ●自覚がある
- ●日常生活に支障はない
- ●進行しない
- ほかの症状は見られない
- (例) 昨日の晩ご飯に何を食べたか思い出せない(食べたことは覚えている)



<認知症>

- ●体験したことの全体を忘れる
- 自覚がない
- ●日常生活に支障がある
- ●悪化していく
- ほかの症状が見られる

(例) ご飯を食べたことを覚えていない

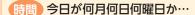
認知症の症状

認知症の方には必ず見られる、脳の障害によって起こる症状(中核症状)として、見当識障害、記憶障害、遂行機能障害(実行機能障害)、が挙げられます。

<中核症状>

見当識障害

時間や場所、人物など周囲の状況を正 しく認識できなくなる





人物 知人や家族を見ても誰かわからない

記憶障害

思い出すことができない新たなことを 覚えられない

- (例)・最近のことが思い出せない (さっき食べたもの、出かけた場所)
 - ・長年の経験で記憶したことは覚えて いることが多い (家事、裁縫、農作業)

遂行機能障害(実行機能障害)

物事を計画的に行うことができない

(例)・炊事・洗濯・掃除などの家事全般

<中核症状>

個人差が大きく、また、環境に影響されやすく、患者さまやご家族の悩みや負担の原因となります。

不眠・妄想、暴力・暴言、幻覚、介護拒否、 不安、抑うつ状態、異食、徘徊…など。

認知症かなと思ったら…

早期発見が大事です。適切な治療や対応で症状の改善が期待できます。

早めに受診し、社会資源を活用しましょう!!

認知症を取り巻く社会資源

- ●家族、友人、地域のつながり、民生委員
- 介護保険によるサービス
- ●地域の相談窓□:社会福祉協議会、地域包括支援センターなど

介護保険を使ったサービス

◆訪問介護(ホームヘルプサービス)

身体介護(日常生活動作の介護)入浴、排せつ、食事、更衣、 移動など、日常生活動作の介助



調理、洗濯、掃除、買い物など、日常生活に必要な援助(家事援助)

※訪問介護時に直接本人の援助にならない 行為や、日常生活の援助にならない行為 は介護保険給付の対象とはなりません。

くできない行為>

植木などの園芸、草むしりや花木の水やり、 犬の散歩、大掃除、来客の応対など。

※単純な"お手伝いさん"的な利用はできません。

◆通所介護 (デイサービス)

日帰りで、食事や入浴、レクリエーションなど を提供する施設サービス。





精神保健福祉士から見た認知症ケア

~ 認知症患者を取り巻く社会資源について ~

◆通所リハビリテーション (デイケア)

日帰りで、食事や入浴、レクリエーションに加 えて、リハビリが行える施設サービス。

◆訪問入浴介護

寝たきりなどの理由で、 ご自宅の浴槽で入浴するの が困難な高齢者に対して、 浴槽を自宅に持ち込んで入 浴の介護を行うサービス。



◆訪問看護

看護師がご自宅を訪問し、療養の相談や処 置などを行うサービス。

◆短期入所サービス(ショートステイ)

介護老人保健施設などに、数日から数週間 宿泊できるサービス。

介護をするご家族などの介護疲れの軽減や、 冠婚葬祭の際などにご利用できます。

◆福祉用具貸与・販売

認知症高齢者の日常生活 のためや、介護・看護のた めに必要な、車イス、福祉 ベッド、スロープなどを貸与 (レンタル) もしくは販売。



◆社会福祉協議会

福祉サービスの利用方法、成年後見制度の 利用などをアドバイス。

🚺 成年後見制度とは

ものごとを適切に決めることが一人では難 しくなった場合に、ご本人の思いを大切にし ながら、財産や生活についての重要なことを 決める人 (成年後見人など) を家庭裁判所 が選び、ご本人が不利益にならないように守 る制度。

◆地域包括支援センター

主な事業内容は、次の3点です。

- 高齢者に関する総合相談(訪問も行います)
- 成年後見制度の手続き支援(介護保険の代) 行申請も行っています)
- 要支援の方のヘルパー利用などの調整

介護保険の申請から認定まで

申請から認定されるまでの基本的な流れは、 以下のとおりです。申請から認定が出るまで、 約1カ月かかります。

申請 → 調査・かかりつけ医の意見書 → 認定

介護保険の申請方法

申請先は、お住まいの市区町村の介護保険 担当窓口(申請書を記入し提出)、地域包括支 援センターなどです。

申請時に、介護保険証、介護保険申請書 が 必要です。印鑑などは必要ありません。また、 ご家族の代筆でも可能です。

なお、かかりつけ医の意見書が必要となりま すので、かかりつけ医の先生に事前に相談して おくと、申請がスムーズです。





身近な人の協力、介護サービスなどを効果的に活用し、 無理をせず認知症介護と向き合っていきましょう!!

